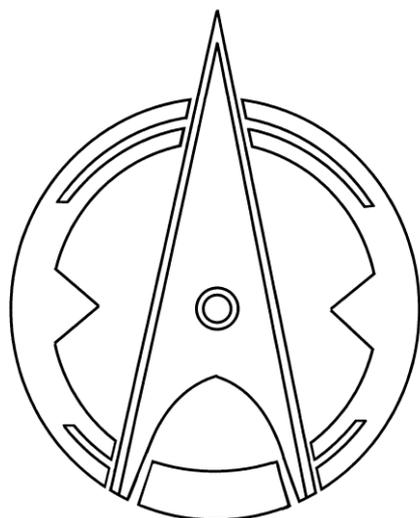


令和3年度 第1回学校運営協議会



日時 令和3年7月9日(金)

授業見学 13:30~14:00

運営協議会 14:10~15:30

高知県立山田特別支援学校

次 第

- (1) 学校長あいさつ
- (2) 自己紹介
- (3) 学校運営協議会設置について
- (4) 役員(会長及び副会長)の選出について
- (5) 令和3年度の学校概要及び学校経営について
- (6) 意見交換
- (7) その他

学校運営協議会設置要綱

高知県立山田特別支援学校

(設置及び目的)

第1条 高知県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第2条第1項及び第2項に基づき、本校に「高知県立山田特別支援学校運営協議会」(以下「協議会」という。)を置く。

(基本的な方針の承認等)

第2条 協議会は規則第8条第2項に基づき、学校運営に関する基本的な方針(以下「基本的な方針」という。)について協議し、校長は基本的な方針について、当該年度の前年度に協議会の承認を得なければならない。

2 第1項にかかわる基本的な方針は、規則第8条に基づき、次に掲げる事項とする。

- (1) 教育目標に関する事
- (2) 学校の経営計画に関する事
- (3) 学校組織の編成に関する事
- (4) 学校予算の編成及び執行に関する事
- (5) 前各号に掲げるもののほか、校長が必要であると認める事項に関する事

(組織)

第3条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、10名とする。委員は次の各号に掲げる者の中から構成する。

- (1) 地域住民
 - (2) 保護者
 - (3) 学校の運営に資する活動を行う者
 - (4) 学校関係者
 - (5) 学識経験を有する者
 - (6) 前各号に掲げるものの他、教育委員会が適当と認める者
- 2 委員については、別表に掲げる者とする。
- 3 委員に欠員が生じたときは、新たに委員を任命することができる。
- 4 委員は、地方公務員法第3条第3項に規定する非常勤の特別職とする。

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

2 任期途中の委員の交代等に伴う補欠の欠員の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の服務)

第5条 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) その職を退いた後も含めて職務上知り得た秘密をもらすこと
- (2) 協議会及び対象学校の運営に著しい支障をきたす言動を行うこと
- (3) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること
- (4) 前3号に掲げるものの他、委員としてふさわしくない行為を行うこと

(役員)

第6条 協議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 学校は校長の任命する事務局長を置き、協議会の活動全般に関する実務を行う。

(会議)

第7条 会長は校長と協議のうえ、協議会の会議を招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第8条 協議会は教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聞くものとする。

(協議会が意見を述べることができる事項)

第9条 協議会は、学校運営に関する基本的な方針の実現に資する事項について、意見を述べるができる。

(意見等の把握及び情報の提供)

第10条 協議会は、児童生徒及び保護者の意見、要望等を把握し、その運営に反映するよう努めるとともに、児童及び生徒については、必要に応じて意見を聴くものとする。

- 2 協議会は、保護者に対して、学校の運営及び必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとする。

(教育委員会による指導及び助言等)

第11条 校長は必要に応じて、教育委員会に協議会の運営に関し、指導及び助言を求めることができる。

- 2 前項により指導及び助言を求める場合、校長は教育委員会に対して、情報提供及び説明を行い、協議会が適切な活動を行うことができるように努める。

(委員の解任)

第12条 校長は辞任の申し出があった場合の他、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、教育委員会に承認を経て委員を解任することができる。

- (1) 第5条の規定に違反したとき
- (2) 病気等のためにその職務を遂行することができないとき
- (3) 前2号に掲げる場合の他、解任に相当する理由が認められるとき

- 2 校長は委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告するものとする。

(雑則)

第13条 この要項に定める他、本会の運営について必要な事項は、協議会の協議で定める。

附則 この要項は、令和元年7月10日から施行する。

令和3・4年度 高知県立山田特別支援学校「学校運営協議会」委員名簿

No.	氏名	所属	区分	備考
1	にしむら たかこ 西村 享子	赤十字奉仕団香美市地区奉仕団長	地域住民	
2	しろ ゆきこ 城 友季子	高知県立山田特別支援学校	保護者	
3	いわさき さえ 岩崎 佐恵	高知県立山田特別支援学校	保護者	
4	はまだ けんじ 濱田 賢二	障害者支援施設白ゆり施設長	学校の運営に資する 活動を行う者	
5	たがみ とよし 田上 豊資	高知県中央東福祉保健所保健監	学校の運営に資する 活動を行う者	
6	とくひろ ひろくに 徳弘 博国	香美市社会福祉協議会 生活相談センター香美所長	学校の運営に資する 活動を行う者	
7	あきとも ひでとし 秋友 英稔	土佐山田町手をつなぐ親の会会長	学校の運営に資する 活動を行う者	
8	しらかわ けいこ 白川 景子	香美市教育長	学識経験を有する者	
9	おかだ てつお 岡田 哲夫	高知県知的障害者育成会理事	学識経験を有する者	
10	かわむら やすお 川村 泰夫	高知県立山田特別支援学校長	学校関係者	

※ 委員以外の参加者として、副校長、教頭、主幹教諭が協議会に同席し、委員の求めに応じて説明や意見等を述べるができるものとする。

(参考)

「高知県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則」(平成18年3月15日教育委員会規則第6号)

第3条第1項 協議会の委員は、10名以内とし、次に掲げる者のうちから、高知県教育委員会が任命する。

地域住民、保護者、対象学校の運営に資する活動を行う者、学校関係者、学識経験を有する者、前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当であると認める者

第3条第5項 委員は、地方公務員法第3条第3項に規定する非常勤の特別職とする。

第4条 委員の任期は、2年とする。

第5条 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) その職を退いた後も含めて職務上知り得た秘密を漏らすこと。
- (2) 協議会及び対象学校の運営に著しい支障をきたす言動を行うこと。
- (3) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員としてふさわしくない行為を行うこと。

◎ 役員(会長及び副会長)の選出について

会 長 _____

副会長 _____

◎ 令和3年度の学校概要及び学校経営について

Ⅰ 学校概要

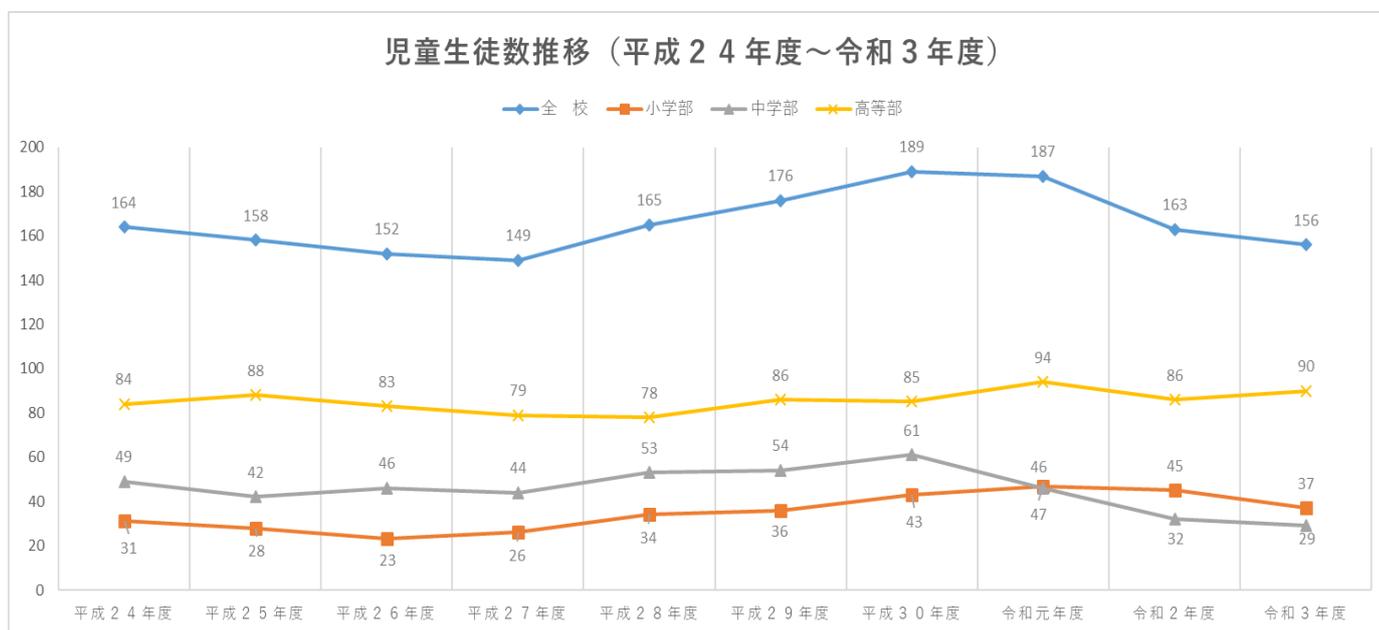
(1) 令和3年度児童生徒数(令和3年5月1日現在)

学部	性別	男子	女子	計	備 考
小学部		23	14	37	重複3名(肢2名、病1名)
中学部		24	5	29	重複8名(視1名、聴2名、肢3名、病2名)
高等部		56	34	90	重複6名(肢4名、病2名)
計		103	53	156	重複17名(視1名、聴2名、肢9名、病5名)

*約11%の重複児童生徒が在籍

(2) 児童生徒数推移(平成24年度～令和3年度)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
全 校	164	158	152	149	165	176	189	187	163	156
小学部	31	28	23	26	34	36	43	47	45	37
中学部	49	42	46	44	53	54	61	46	32	29
高等部	84	88	83	79	78	86	85	94	86	90



(3) 令和3年度市町村別児童生徒数(令和3年5月1日現在)

市町村名	高知市	南国市	香美市	香南市	安芸市	室戸市	東洋町	奈半利町	田野町	安田町	大豊町	本山町	土佐町	北川村	馬路村	芸西村	大川村
児童生徒数	46	35	20	37	6	2	0	0	0	0	0	2	2	1	1	4	0

(4) 令和3年度教職員数(令和3年5月1日現在)

校長	副校長	教頭	主幹教諭	教諭	養護教諭	栄養教諭	実習助手	主任寄宿舎指導員	寄宿舎指導員	事務長	主幹	主査	主事	期限付講師	期限付寄宿舎指導員	会計年度任用職員	計
1	1	1	1	85	1	1	4	1	20	1	1	1	1	5	2	22	149

*教諭85名のうち、1名は高知大学教職大学院研修

*教諭85名のうち、5名は期限付講師で代替

*寄宿舎指導員20名のうち、2名は期限付寄宿舎指導員で代替

*会計年度任用職員

(事務補助、用務補助、寄宿舎非常勤、就職アドバイザー、看護師、寄宿舎管理人、支援員)

*スクールカウンセラー1名、スクールソーシャルワーカー1名

2 学校経営

(1) 校訓

「明るく 正しく たくましく」

(2) 本校の社会的使命(=目指す学校像)

- ①高知県東部地域における唯一の特別支援学校として、知的障害のある児童生徒の生活自立と社会自立を目指す一貫した教育を行う。
- ②障害のある児童生徒の健全な育成を目指し、地域、医療、保健、福祉、労働等の関係機関との地域及び関係機関との連携により特別支援教育をリードする。
- ③特別支援学校のセンター的機能の充実を目指し、地域の特別支援教育の発展と充実に寄与する。

(3) 学校教育目標

知 自ら学び、自らチャレンジ

徳 挨拶、返事、言葉遣い

体 心も体もたくましく

新たな時代に胸を張り主体的に生きる社会人の育成

(4) 各学部及び寄宿舍の目標及び児童生徒像

小学部	健康な体	健康な体づくりができる児童
	生活習慣	基本的な生活習慣を身に付ける児童
	社会生活	友達や集団と関わり参加する力を身に付ける児童
	働く力	様々な事象に気付き意欲を高め、主体的に活動する児童
中学部	健康な体	健康の保持増進、体力の向上を図る生徒
	生活習慣	基本的な生活習慣の確実に身に付ける生徒
	社会生活	生活体験や集団活動を通して、社会生活に必要な基礎的な力を身に付ける生徒
	働く力	主体的に人や物と関わる経験を積み、働くための基礎的な力を身に付ける生徒
高等部	健康な体	主体的に体力の増進及び健康を維持・管理する力を身につける生徒
	生活習慣	基本的な生活習慣や豊かな社会性を身に付ける生徒
	社会生活	社会生活に主体的に関わるために必要な知識、技能、態度を身に付ける生徒
	働く力	働く意義を理解し、働く意欲のある生徒
寄宿舍	健康な体	健康や安全に留意し、病気の予防や危険を防止する力を身に付ける舎生
	生活習慣	基本的な生活習慣を確立し、自立的に生活する力を身に付ける舎生
	社会生活	余暇活動を計画的に行い、生活を豊かにする力を身に付ける舎生
	働く力	集団生活を通して、好ましい人間関係を築く力や社会性を身に付ける舎生

(5) 学校経営計画

令和3年度 学校経営計画・学校評価シート

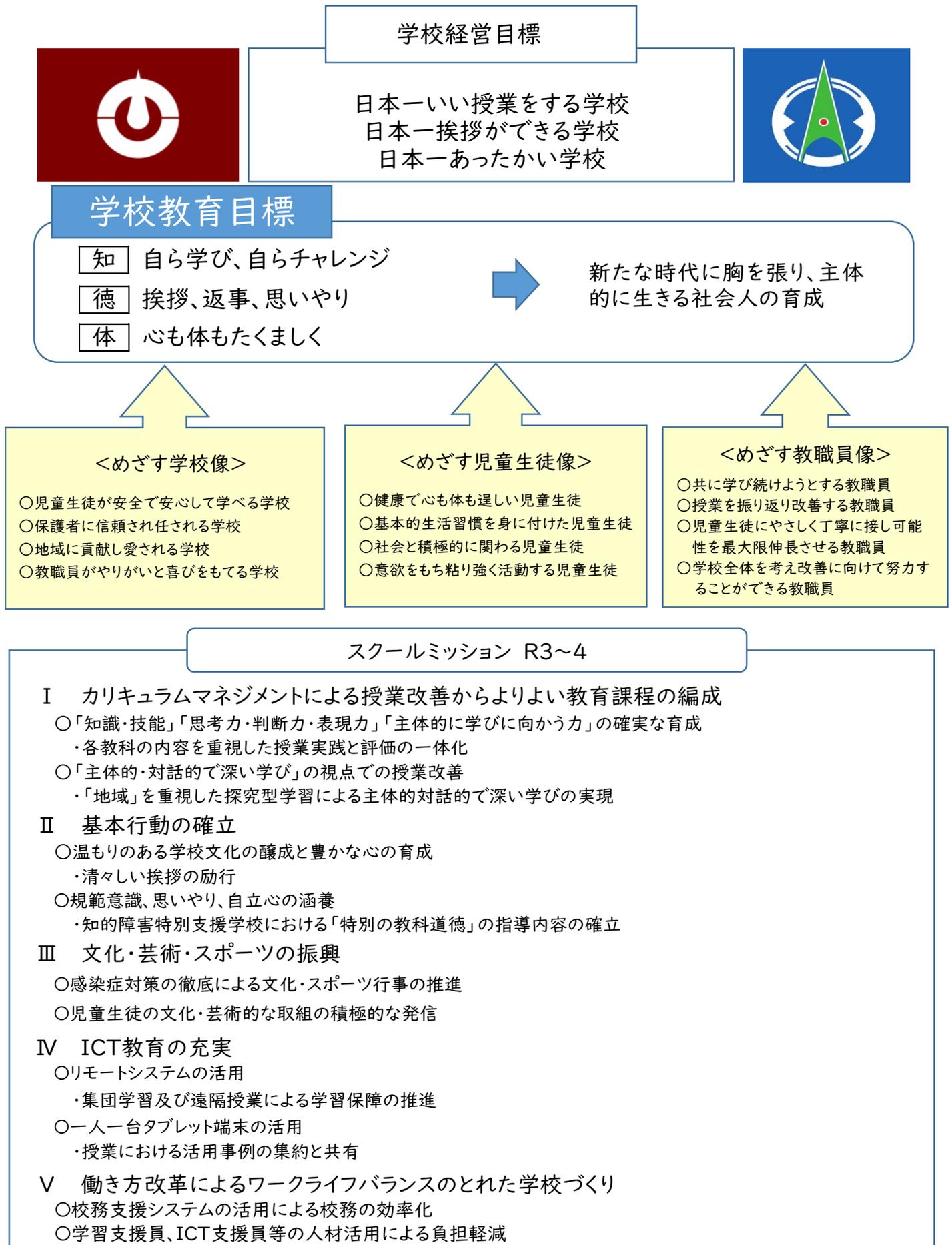
高知県立山田特別支援学校

<p>《高知県の教育の基本理念》</p>	<p>(1) 学ぶ意欲にあふれ、心豊かでたくましく夢に向かって羽ばたく子どもたち (2) 郷土への愛着と誇りを持ち、高い志を掲げ、日本や高知の未来を切り拓く人材</p>	<p>学校像</p>	<p>(1) 児童生徒が安全で安心して学べる学校 (2) 保護者に信頼され任される学校 (3) 地域に貢献し愛される学校 (4) 職員がやりがいと喜びをもてる学校</p>	<p>目指すべき姿の概要</p>	<p>令和4年度までの中期目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○柱Ⅰ カリキュラムマネジメントによる授業改善からよりよい教育課程の編成 <ul style="list-style-type: none"> ・「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体的に学びに向かう力」の確実な育成 ・「主体的・対話的で深い学び」の視点での授業改善 ○柱Ⅱ 基本行動の確立 <ul style="list-style-type: none"> ・温もりのある学校文化の醸成と豊かな心の育成取組 ・規範意識、思いやり、自立心の涵養 ○柱Ⅲ 文化・芸術・スポーツの振興 <ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策の徹底による文化・スポーツ行事の推進 ・児童生徒の文化・芸術的な取組の積極的な発信 ○柱Ⅳ ICT教育の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・リモートシステムの活用 ・一人一台タブレット端末の活用 ○柱Ⅴ 働き方改革による児童生徒に向き合う時間の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・校務支援システムの活用による校務の効率化 ・学習支援員、ICT支援員(予定)等の人材活用による負担軽減
<p>《取組の方向性》</p>	<p>《6つの基本方針》 ①チーム学校の推進 ②厳しい環境にある子どもへの支援や子どもの多様性に応じた教育の充実 ③デジタル社会に向けた教育の推進 ④地域との連携・協働 ⑤就学前教育の充実 ⑥学び続ける環境づくりと安全・安心な教育基盤の確保 《6つの基本方針に関わる横断的な取組》 ①不登校への相応的な対応 ②学校における働き方改革の推進</p>	<p>目指すべき姿</p>	<p>○健康で心も体も逞しい児童生徒 ○基本的な生活習慣を身に付けた児童生徒 ○社会と積極的に関わる児童生徒 ○意欲をもち粘り強く活動する児童生徒</p>	<p>概要</p>	<p>概要</p>

《重点取組項目》

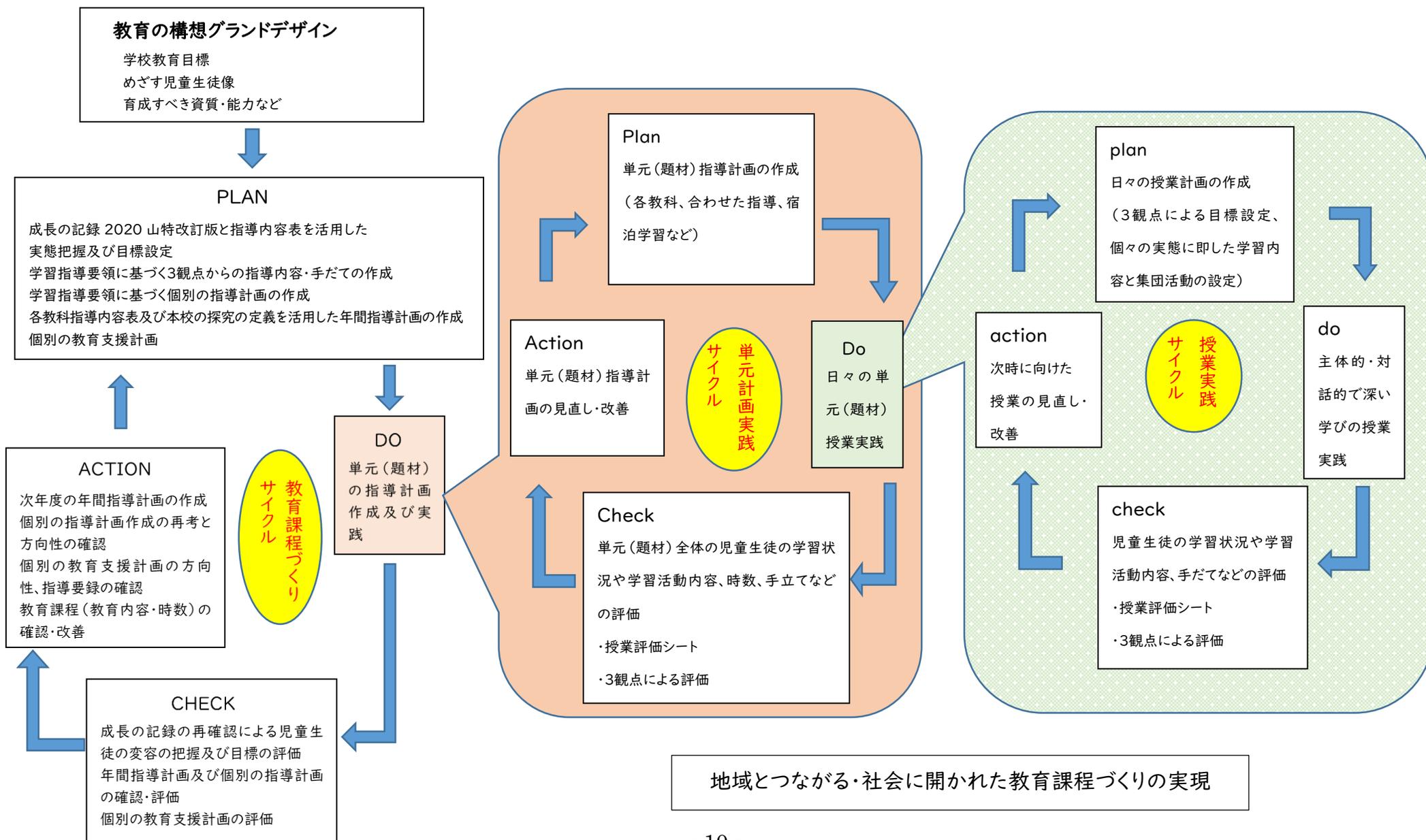
(評価 A:目標を十分に達成 B:ほぼ目標を達成 C:やや不十分 D:改善を要する)

項目	取組ねらい【P】	現状と目標【評価指標】	具体的な取組内容【D】	中間評価【C】	中間評価後の取組内容【P・D】	年度末評価【C】	学校関係者評価	見直しのポイント【A】
<p>専門性の向上</p>	<p>カリキュラムマネジメントによる授業改善 (1)「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体的に学びに向かう力」の確実な育成を図る。 (2)「主体的・対話的で深い学び」の視点での授業改善</p>	<p>●昨年度から各教科の内容を重視した授業実践を行ってきており、学習指導要領の視点での授業改善が進んできている。 ○各教科の内容を取り入れた学習指導案等を作成し、評価と一体化した授業実践を行うことができたかの学校評価アンケートでの肯定的評価を90%以上とする。 ●「地域とつながる」単元の授業は、全校でほぼ実施できているが、授業の内容の充実についてはまだまだ課題が残っている。 ○学校評価アンケートの「地域とつながる単元の授業内容の充実ができたか」の評価が「そう思う」33%→60%以上、「少しそう思う」を入れた肯定的評価が100%とする。</p>	<p>・教育課程表から生活単元学習を除き、新たに理科、社会を取り入れるとともに、学習指導要領から各教科の内容を取り入れた学習指導案等及び単元計画表を作成し、評価と一体化した授業実践を行う。 ・「地域」を重視した探究型学習を取り入れた学習を年間計画に位置付けて、計画的に実施する。 ・香美市のコラボ会議等で地域の情報収集を行いながら、地域との連携につなげる。</p>					
<p>キャリア教育の充実</p>	<p>基本行動の確立 ・規範意識、思いやり、自立心の涵養</p>	<p>●昨年度から特設の時間での道徳教育に取り組み実践を積み重ねてきており、重大ないじめ等の問題は昨年度は0件であった。家庭や学校生活等における問題行動は12件であった。 ○重大ないじめ問題の件数0件。児童生徒の生活等における問題行動を前年比50%以下にする。</p>	<p>・知的障害特別支援学校における「特別の教科道徳」及び道徳科の授業の充実を図るとともに、学校全体で指導内容を整理する。 ・各学部において道徳教育に関する公開授業を実施する。</p>					
<p>文化・芸術・スポーツの振興</p>	<p>・感染症対策の徹底による文化・スポーツ行事の推進 ・児童生徒の文化・芸術的な取組の積極的な発信</p>	<p>●新型コロナウイルスのため、多くの文化・スポーツ行事が中止、縮小されてきた。また、文化・芸術に関する発表の場が少なくなってしまう。 ○新型コロナの状況に配慮しつつ、文化祭や運動会を実施できたか。 ○校外の発表の場や大会に積極的に参加できたか。</p>	<p>・文化祭や運動会に関しては、できるだけ中止しないように、感染症対策を徹底するとともに、内容を工夫して実施する。 ・文化・芸術に関する発表の場の情報収集を行い、担当部署と情報を提供する。また、学校独自の発表の場の設定を検討し、積極的に実施する。 ・校外のスポーツ大会等の開催状況の情報を収集し、担当部署と共有する。</p>					
<p>学校設定項目</p>	<p>ICT教育の充実 ・集団学習及び遠隔授業による学習保障の推進 ・授業におけるタブレット端末の活用事例の集約と共有</p>	<p>●現在、ICTの活用は限定的である。本年度から、小中学部の児童生徒にはタブレット端末が配備されるため、その効果的な活用について研究する必要がある。 ○学校評価アンケートにおいて、児童生徒の学校におけるICTの使用頻度、1日1回以上を80%以上とする。また、教員が担当した授業におけるICTの使用頻度を週3日以上を100%とする。</p>	<p>・分掌部としてICT教育部を置き、ICT活用の推進を行う。 ・タブレット端末の活用方法についての研修会を実施する。 ・ICT教育部において、不登校傾向の生徒等に対する遠隔授業について検討し、可能な範囲で実施する。 ・タブレット端末を活用した実践事例等を共有フォルダー内で共有できるようにする。</p>					
<p>働き方改革</p>	<p>働き方改革による取組 ・校務支援システムの活用による校務の効率化 ・学習支援員、ICT支援員等の人材活用による負担軽減(予定)</p>	<p>●これまで、各種会議や行事について精選を行ってきており、これ以上の精選は難しい。令和2年度は、長時間勤務者(45時間以上)の対象者が2名あった。 ○長時間勤務(45時間以上)の対象者を年間0人にする</p>	<p>・校務支援システムの活用方法についての研修を行う。 ・繁忙期の年度末に放課後の機械警備の時間を遅くしていたが、現状の繁忙期に合わせて見直しを行う。 ・支援員等の配置により、教員の空き時間を確保し、授業準備や教材作成の時間を確保する。</p>					



本校のカリキュラム・マネジメントの考え方

「よりよい授業を行うために、常に向上心を持ち実践と評価を繰り返し、教育活動及び校務全般を見直すこと」



-memo-